

富山県建築審査会運営規程

(昭和26年3月23日 富審第1号)

(令和2年7月22日 建審第4号)

第1条 富山県建築審査会条例（昭和25年富山県条例第42号）に規定するものを除く外、富山県建築審査会（以下「審査会」という。）の議事及び運営に関し、必要な事項は、この規程の定めるところによる。

（会議）

第2条 会長は次の各号の一に該当する場合は審査会を招集しなければならない。

- 一 知事から規程に基いて同意を求められたとき。
 - 二 法第94条第1項の規定による異議の申立を受理したとき。
 - 三 知事から諮問があったとき。
- 2 会長は必要があると認める場合にはいつでも審査会を招集することができる。
- 3 会長は緊急やむを得ない場合を除く外開会の3日前までに会議の日時、場所及び議事々項などを示して委員に通知しなければならない。
- 4 会長は、やむを得ない理由があると認められるときは、文書その他の方法による審査を行い、その結果をもって審査会の議決に代えることができる。

（表決）

第3条 会長は、審査会の会議において委員として議決に加わることができる。

（議事の公開及び秘密会）

第4条 会議は公開する。この場合において、議長は傍聴人の数を制限することができる。

2 審査会で必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず議決をもって秘密会とすることができる。

（会議録）

第5条 会長は、会議録を調整し、会議の経過及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 会議録には会長及び委員2名以上が署名しなければならない。

（会長及び会長代理の任期）

第6条 会長及び会長代理の任期は、そのものが委員としての任期と同一とする。

（備付簿冊）

第7条 審査会は、委員名簿、文書収発簿、調査簿その他必要な簿冊を備え置いてこれを整理しなければならない。

附 則

この規程は、昭和26年3月23日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年7月22日から適用する。